

公立大学法人山梨県立大学情報公開規程

(平成22年4月1日制定 法人4204号)

公立大学法人山梨県立大学が管理する文書(山梨県情報公開条例(平成11年山梨県条例第54号)第2条第2項に規定する行政文書をいう。)に関する山梨県情報公開条例の施行については、山梨県知事が管理する行政文書の例による。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。